

近世における職人立地の地域的構造と現代的意義

—有力鑄物生産地を中心に—

702-001 市川祐樹 指導教官 和泉清司

The Regional Structure of the Craftsman Location
in the Early Modern Age, and the Contemporary Significance
— A Focus to the Major Region of Cast Producing —

Yuki ICHIKAWA

はじめに

“鑄物師”とは「ある一定の型（鑄型）に金属を溶かして注ぎこみさまざまな形のものを作る」という鑄造を専門的におこなう職人である。鑄物師の製作作品例としては、日常に使われる鍋、釜、文鎮、花瓶などから、仏像、鐘、灯籠にいたるまで、さまざまな鑄物製品が挙げられる。

本稿は、数多くの梵鐘や銅製の鑄物製品を制作した近世有力鑄物生産地である越中国高岡金屋町（現富山県高岡市金屋町）、仙台藩領・南部藩領（現岩手県水沢市・盛岡市）における鑄物師の構造を考察するものである。また従来の研究からは見落とされがちであった近世以降現代に至るまで鑄物師集団がどのように存在してきたか、さらに近世から鑄物師が存在していた地域の鑄物業としての現代地場産業の可能性を地域史・地域政策という視点から考察していきたい。

I 近世の鑄物師の全国的位置づけ

近世の鑄物師の全国的な位置づけをみていくと、おおまかに分けて3種類に分類することができる。①京都の下級公家である真継家支配下の鑄物師集団、②真継家支配外の鑄物師集団、③野鍛冶的存在の鑄物師である。

真継家が鑄物師の支配をなしたのは、古代に鑄物師が国家による支配を受け、中世には国家から荘園領主の支配に、そして12世紀には下級公家の紀氏（後に真継家に代わる）によって支配を

受けていたという前提がある。真継家の鋳物師に対する統制は、鋳物師の社会的地位を上げることが出来る「口宣案」や「定」など様々な文書を発給し、朝廷権威を背景に対し鋳物師にある程度の権威づけをし、新規鋳物師を防ぎ、鋳物師が得た利益のうち何%かが代替りの際の免許料、年頭八朔の嘉儀、口宣案の発給の時に真継家に収入として入るようになっていた。

真継家の配下に入らなかった鋳物師としては三都（江戸・京都・大坂）の鋳物師が挙げられる。三都など幕府の影響力が強い地域は、鋳物師の支配は幕府が独自に握っており、朝廷権威といえども介入できず、真継家が支配できたのは地方鋳物師に限られた。

幕府・藩の支配も受けなかった野鍛冶的存在の鋳物師についてみると、野鍛冶的存在の鋳物師は、その土地の村役人や真継配下以外の人々とのつながりを持ち、営業をおこなった。

II 近世における鋳物師の状況について

(1) 越中高岡鋳物師の状況

高岡の鋳物業の起源は、慶長16年（1611）隠居した加賀藩2代藩主前田利長が越中高岡を城下とするため商工業者を集住させる政策をとったことに始まる。しかし高岡鋳物師の前身である同国砺波郡西保金屋村の鋳物師たちは、すでに戦国期あたりから真継家と接触を持ち、高岡に移住してから真継家との関係を保っていた。そのため、高岡鋳物師は藩と真継家という2つの権力・権威をうまく使うことで営業権の拡大を図っていった。

藩・真継家双方の支配と保護を受けた高岡金屋町鋳物師であったが、その支配と保護のあり方は、当然違うものであった。前田利長が鋳物師を高岡に集住させるために与えた特権（陣夫役・伝馬役・諸役等の免除）は、以後歴代の藩主に確認され、鋳物師は特権と引き換えに藩御用の仕事を受けていた。しかし、真継家からも鋳物師の諸役免除は保証されているはずである。何故、藩による特権の確認を必要としたのか。これは幕藩体制下においては、鋳物師の権利を実質的に保護するのは幕府、個々においては封建領主（藩権力）であり、城下町鋳物師が、藩権力と結びつくことは、自らの権威を高め、営業権の保護が保証されるという点において、非常に重要な意味を持っていたのである。

しかし、藩から諸役負担が課せられる動きがみえると、真継家より得た御綸旨・掟書とともに、2・3代藩主利長・利常の書判等を振りかざして抵抗した。彼らにとっては、自分たちの権威を守るための抵抗であり、職人としての意識をかけた闘争でもあった。

～一例～

享保6年（1721）、僅かな銀子の馬借見込銀が当年一作ということで割賦され上納する。

これが毎年一作になったため延享元年（1744）に綸旨や4代藩主光高の下知状（前掲）を掲げ、町奉行に対し諸事役差除けの歎願書を提出。

嘆願書が受け入れられず明和7年（1770）には馬借銀が割賦される。

明和8年(1771)5月、高岡町会所の詮議により鑄物師が本来は諸役免除であることを確認した上で、金屋町鑄物師が外商売(兼業)すなわち質屋・米綿などの商売をおこなっているため、それらには当然、諸役がかかるとの結論。

鑄物師は外商売である質屋をおこなっていることを認め、拝領地(高岡に移ってきた西保鑄物師に与えられた屋敷地及び工場地)以外の地子銀納入、町肝煎世話料の差出し、参勤交代における入用費割符の冥加金としての差出し、外商売をおこなっている者の馬借銀納入を認めることとなる。

ここで重要なのは、①鑄物師にとって払えない額ではない諸役負担を強固に抵抗した点である。特に、藩主によって高岡に呼ばれた鑄物師は家主や地主になっている者が多く、僅かな負担が経営に打撃を与えるとは考えにくい。さらに、②諸役免除の特権を藩に確認させた上で、町人として必ず課せられる役銀は払い、鑄物師という職に対して課せられる負担を拒否している点である。

このことから、彼らにとっての諸役免除とは鑄物師職をおこなうものとして、往古から保証されたものであり、これを守ることが鑄物師職という職に対する権威のよりどころにもなっていたと考えられる。また、このような藩の諸役負担を求める動きに対し、真継家側には救済を求めてないことから、領内の支配はあくまでも藩から受けるものとして捉えられていたと思われる。しかし鑄物師同士(および鑄物師と他職人)の争論が発生すると真継家に救済を求め、町奉行所も真継家の存在を無視することはできず、鑄物師のトラブルに対しては、真継家との連絡・連携を保ちながら、独自の判断・裁決を避け、その責任を回避し、結局は真継家の吟味・裁決に従うという立場を取っていた。したがって、高岡鑄物師にとっては真継家から発給された由緒書・許状等が、裁定に対し最も重要な役割を果たすものとなった。このようにして、高岡鑄物師は藩と真継家という二つの権力・権威に支配されながらも、時にはそれらを利用しつつ営業をおこなったのである。

(2) 仙台藩鑄物師(田茂山地方)の状況

南部鉄瓶等で名だたる鑄物生産地である仙台・南部地方の鑄物師はその大半が、真継家の支配を受けることなく、その歴史を現在まで残す稀有な例である。仙台・南部地方では中世における製鉄・精錬業者は^{どや}炯屋の呼称で呼ばれた。炯屋は砂鉄を木炭により製鉄し、それを鍛造し、鍛鉄・錬鉄・延鉄・鋼等を作り、さらに刀剣・鍋釜・釘等を作り出す業者で、鉄精錬と加工業とを兼ねていた。それが鎌倉時代に入り、軍事的需要と技術進歩により、鉄生産業者も鉄精錬業者と鑄物師・加工専門職の鍛冶屋とが分化するようになった。近世に入るとこの分化はさらに急速に進み、鉄精錬業者は継続的に需要のある都市と材料・燃料等の豊富な資源地帯との中間に定住して、比較的長期の生産に従事することになった。したがって、刀鍛冶・農(野)鍛冶・鑄物師等の加工業者は都市を中心に集結し、製品を商品化し、都市を根拠として農村に販売することとなった。

近世に田茂山地域(後の羽田村、現岩手県水沢市)で活躍していた主な鑄物師は、千葉氏・及川氏など中世から続く家系で、藩による鉄山経営の下部組織として位置づけられ、梵鐘や仏具を製作したほか、藩から受注する仕事も多く、藩の支配を受けることで存在することができた。

幕末においては時局の激変と、それによる金属需要の高まり、また藩財政の建て直しから各藩が競って鉄山開発をするようになる。安政4年(1857)、南部藩では、大島高任が「たたら製鉄」法に変わる日本最初の洋式高架の溶解炉を建設し、産鉄に成功した。この高炉法は、岩鉄を原料に耐火煉瓦で「高炉」を造り、水車動力による送風で大量に溶解する方法であった。そのため岩鉄を有する地帯でなければ、製鉄所を建設することは出来なかった。そこで仙台藩は江刺・気仙・磐井の3郡にまたがる岩鉄包含地域を「御直山御鉄方」として設定、産鉄を試みることになり、製鉄所を開設することとなった。このようにして鉄山から生産される鉄は、気仙沼海岸及び江刺郡田茂山村の北上川辺より輸送され、特に仙台藩石巻鑄銭場へ送る多量の荒鉄は一番効率がよい田茂山より船下げによる輸送を行った。これにより田茂山では鉄の取引が容易になり、たやすく原鉄が入手できるようになると、田茂山の鑄物は年々需要が高まり、鑄物生産地としての地位を強固にし、明治以後も羽田鑄物、水沢鑄物として東北に誇る伝統産業の一部を担うことになる。

(3) 南部藩鑄物師の状況

南部(盛岡)地方の製鉄の源流はいまだ明らかになっておらず、仙台製鉄師佐藤家から伝えられた一派が、南部に入り製鉄業に従事したと考えられている。南部地方における鉄山経営など製鉄事業は近世末期になって発展し、初めから広域取引を目的として経営されるようになっていく。したがってそれまでは焔屋という形態が一般的であった。藩ではこれらの加工業者を免許制として鉄山から販売先までを統制し、鉄生産税のほかに販売額を明確につかみ販売税をも確保しようとし、政治的にも鉄産業を精錬業と加工業とに大きく分けた。

ここで着目したいのが真継家支配下の鑄物師と南部藩領の鑄物師の根本的な違いである。真継家支配下の鑄物師は、原鉄を購入し生産はおのおの個人の技量に任せられ、年頭八朔や鑄物師自身もしくは真継家当主の代替わりの際に上京、免許税や御礼を真継家に支払っていて、真継家役人の不足等もあり支配構造は緩やかなものであったと思われる。

それに対し南部藩による鑄物師支配は明瞭である。まず藩は鉄山業者(鉄精錬業者も兼ねる)を免許制などによって把握し、そこから鉄生産税を徴収する。また鉄山業者から鉄を購入し加工する鍛冶屋・鑄物師など加工業者には、免許制を徹底するとともに鉄山業者からの原鉄購入量に応じて販売税をとるよう努めた。したがって、この枠組みから離れて鑄物業など鉄加工業をおこなうことは不可能であり、そのため真継家による鑄物師支配がこの地において貫徹されることはなかったと考えられる。

南部藩による鑄物師の統制は、盛岡藩南部氏が盛岡城を居城とし、城下町を建設する過程で元の居城の三戸から鑄物師有坂氏などを集住させることによって、始まったと考えられる。こうした成り行きから、仙台藩の田茂山地方の鑄物師より藩の統制や保護がより強かった。鑄物師は主に、農具・鍋釜などを生産していたが、塩釜・鯛釜・鯡釜なども生産し、販売先も東北全体から蝦夷地にも向けられていた。しかし南部藩の産業に対する税金は重く、藩の新興鉄産業に対する統制も厳し

かったため減税一揆などが起こることもあった。

また、南部藩の鋳物師には、茶道に関心が深い藩主に抱えられる、お抱え鋳物師もいた。彼らによって茶釜の鋳造が創められ、南部鋳物の名を広めることになった。

Ⅲ 近世鋳物師立地地域の地場産業の現状

(1) 高岡における地場産業（鋳物業）の状況

現在、町ぐるみの地場産業として「銅器・アルミの町高岡」と全国的に知られる商工都市の基礎をつくったのは、近世に鋳物業の後退と共に起こった銅器製造という分業体制と考えられる。近代に入ると、さらに分業は進み銅器産業だけをとりとめても、鋳物業・溶接業・研磨業・仕上げ業・彫金業・着色業・問屋業等に分かれた。それぞれの工程が分業され、それらが集積することは今日の産業集積の基本要素でもあり、産業集積が進むことで、地場産業全体の活気も出てくるようになるのである。このような発展過程を経た、現代の高岡鋳物産業が直面している課題は、①需要の停滞、②製品（加工）単価の低下・上昇難、③製品ニーズの変化への対応難、などが挙げられている。そこで高岡特産の様々な産業（漆・仏壇など）と連携・異業種間交流を試み（高岡地域地場産業センターの設置）、また地元にある高岡短期大学をはじめ富山大学、富山県立大学などとも商工会議所を通し産学の交流を円滑にできるようにし、地場産業振興を図っている。

(2) 盛岡市・水沢市における地場産業（鋳物業）の状況

明治22年（1889）、盛岡市制の施行とともに、盛岡市では勸業担当を置き、地場産業振興がはかられ、その振興すべき産業の一つに南部鉄瓶が位置づけられた。大正9年（1920）には、第1回国勢調査の調査員への記念品に南部鉄瓶が多くの自治体で採用され、注文が殺到し、好景気を迎える。昭和に入り、金融恐慌・昭和恐慌を迎えたころ零細化が進むようになっていく。

昭和50年（1975）、南部鉄器は伝統工芸産業振興法により伝統的な工芸品としての指定を受け、伝統工芸士の認定も行われるようになった。一方で、このころから①製造業者の減少、②伝統部門の後継者不足、③出荷額の伸び悩み、④施設の老朽化、⑤産地活動の不活発などの問題が顕在化し始める。しかし、組合員自体の技術の円熟度は、各種展覧会での上位入賞によって証明されており、今後は鋳物産業を伝統産業として、どのようにマーケティングをしていくかが課題になっている。

他方、水沢の鋳物であるが、昭和13年（1938）から鉄瓶製造は制限されていたため、転業を余儀なくされ軍需工場へ従事する者もあり、技術保存のための鉄瓶製造以外の鋳物生産はできないまま、戦後を迎えることとなった。戦後は、富士産業株式会社が、工場を水沢町内に構えたことで、水沢鋳物は同工場が必要とする部品の機械鋳物を供給し存続することができた。当時としては、機械鋳物の最先端技術を水沢鋳物は持っていたのである。

昭和29年（1954）には羽田村は水沢町などと合併し水沢市になり、風鈴の生産により販路が

全国的に拡大した。昭和50年には水沢鑄物の南部鉄器焼型が盛岡鑄物と同様に国の指定を受け伝統工芸士の認定も行われるようになり、伝統技術の保存がはかられるようになっている。

おわりに

本稿をまとめると、①中世以降、真継家という公家に支配されることで、販売上の権益を受けていた鑄物師という職人が、近世領主権力の一大事業である城下町形成の過程で取り込まれ、そこで、藩と真継家という二つの権力・権威の狭間でうまく立ち回りながら営業活動を行い、近代・現代へと続く製品生産・流通構造の基礎が作られた（高岡の事例）。②鉄鉱脈があるという地理的条件を生かし、真継家と接触を持つことなく、独自の焔屋という製鉄生産システムを構築し、近世にそれらを藩（支配者）が徹底管理することで、資源の枯渇を防ぎ、藩が鑄物師をお抱えにすることで、次代への技術伝承を容易にした（仙台・南部の事例）。③以上の2点を踏まえて、現代の機械鑄物工業及びそれらに関連する精密機械工業の立地場所が、近世においては鑄物師など製鉄関連職人と無関係でなく、むしろそのような歴史的背景を持っているからこそ立地をなしえたということ。さらに、小規模な機械工業は地場産業ないしは伝統産業として地域の経済活動に寄与していることなどが分かった。しかし、同時にこれらの地場産業は、多くの問題を抱えていることも指摘した。それは主に後継者問題などの人的問題とマーケティングにある。そこでこれらの問題の中心的な担い手として産地に必要なのが行政や同業者との間に立つオルガナイザー（組織化の担い手）である。現在大産地として知られている所はオルガナイザーの努力を中心として新商品を開発し、中心的な商品を転換させながら産地の重層化をおこなってきた。したがって、オルガナイザーという、人的問題に対し産地それぞれが政策（人材育成など）を立案していかなければ、ただ守るべきものとしての保護的性格の地場産業は、本来の意味の産業としては成立しないのである。

今回、取り上げられなかった近世における鑄物産地と、その動向の研究を中心に有力鑄物産地とそうでない産地の違い、真継家の支配を受けた産地と受けなかった産地の違い、近世の城下町における職人集住の影響を受け、現代に残っている産業についての考察などは今後の課題である。

参考文献・引用文献

- 飯田賢一『鉄の語る日本の歴史 上巻』（そしえて文庫、1976年）
板倉勝高『地場産業の発達』（大明堂、1984年）
岩本由輝『東北地域産業史』（刀水書房、2002年）
清成忠男・森戸哲他著『地域文化を考える』（日本経済評論社、1980年）
笹本正治『真継家と近世の鑄物師』（思文閣出版、1996年）
中川弘泰『近世鑄物師社会の構造』（近藤出版社、1986年）
森嘉兵衛『日本僻地の史的研究（下巻）』（法政大学出版局、1970年）
高岡鑄物師文書研究会編『高岡鑄物師物語』（高岡鑄物師文書研究会、1988年）
『岩手県史』第四巻 近世編（一）（岩手県、1963年）

近世における職人立地の地域的構造と現代的意義

『高岡市史』中巻（高岡市、1982年）

『富山県史』通史編 IV（富山県、1983年）

『盛岡市史 近世期（上・上II）』第二巻（盛岡市、1979年）

『水沢市史7 近世（下）』（水沢市、1982年）